

愛知県芸術劇場等運営等事業 競争的対話の結果

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
1	募集要項	8	28	(11)①②	更新投資等の取扱い	たとえば顧客サービス向上のために更新投資を行った場合、この更新投資した設備が不可抗力(例:大地震や洪水などの天災)によって故障し、修繕が発生した場合も、公的施設等運営権実施契約書(案)の第52条(不可抗力)が適用されるという認識でよろしいでしょうか？	個別の事象により判断することとなりますが、更新投資部分についても、不可抗力(第52条4項)に該当する場合は、県による追加費用負担の対象となり得ます。
2	募集要項	8	28	(11)①②	更新投資等の取扱い	No.1と関連し、不可抗力については立場や価値観によって解釈の相違が県と事業者側で起こる可能性があるため、解釈の相違があった際には都度協議できますでしょうか。実際に、同じ事象でも不可抗力とみなす自治体とみなさない自治体があったので、ここは事業者として確認させていただきたいです。	当該事象が不可抗力に当たるのか否かについては、「契約書に記載の通り」であり、合意形成を図るものではありません。ただし、「公的施設等運営権実施契約書(案)の第17条にガバナンスの定め」があり、協議会やファシリテーターの制度を設けています。通常の指定管理施設より双方の意見を言い合える環境があり、そこで事業者が不安に感じる点は解消されると考えています。
3	募集要項	10	2	4	②構成企業及び協力企業の取扱い	5月14日公表の質問回答No.15で「構成企業、協力企業とも、県が承認した場合に限り、随時変更できるものとします。」と回答を頂いていますが、構成企業、協力企業が脱退した場合、その役割を他の企業が担う場合においては、補充は不要との認識でよいでしょうか。また、その場合のSPCの株式の振り分けは、事業者間の協議で決定できるとの認識でよいでしょうか。	県が承認するプロセスにおいては、要求水準書や、事業者提案が履行できるかなどを確認する想定です。そのため、構成企業、協力企業が脱退した場合に補充が不要かについては、個別に判断することとなります。後段のSPCの株式の振り分けについては、募集要項等を遵守した上で可能です。詳細は、基本協定書 第4条、実施契約書 第44条をご参照ください。
4	募集要項別紙3				プロフィットシェア及びロスシェアについて	プロフィットシェア&ロスシェアについて、事業者側の理解が合っているか確認したいと思いますので、当日の資料をもとにお話しさせていただければと思います。	ご提示いただいた例では、SPCが黒字であることを前提に、計画収入が20億円で実績が24億円とした場合、以下のように試算されるという理解で間違いございません。 <ul style="list-style-type: none"> ・20億円×15%=【+3億円までは事業者の収入】 ・15%を超えた1億円×70%=【7,000万円を県へシェア】 ・1億円×30%=【3,000万円は事業者へシェア】 <p>なお、プロフィットシェア額は当該年度の事業者の収支黒字の実績額を上限とします。SPCの収支黒字(実績額)が5,000万円だった場合に、県と事業者で合意する各年度の計画収入と比較して各年度の実績収入が5,000万円を上回っていたとしても、プロフィットシェア額は収支黒字(実績額)の5,000万円が上限となります。また、SPCの収支が赤字の時には、プロフィットシェアはなしとなるという理解で間違いございません。</p>
5	募集要項別紙3	1		2,3	プロフィットシェアの留意点 ロスシェアの留意点	運営が軌道にのるまでの間、ロスシェアに関して計画収入の差異について、現状の15%からの7.5%に変更していただきたいです。	原案のとおりとします。
6	募集要項別紙3	1		2,3	プロフィットシェアの留意点 ロスシェアの留意点	プロフィットシェアについても、募集要項の記載では、差異が15%の範囲内であれば事業者側に帰属、それを超える部分については70%を県に帰属させるとなっていますが、事業者による興行が増え、運営が軌道にのるまでの間は、差異が7.5%の範囲内であれば事業者側に帰属、超える部分の35%を県に帰属する条項を見直してほしいです。	原案のとおりとします。
7	添付資料1 要求水準書	全般				現在ホール内にドリンクの持ち込みは可能でしょうか。ペットボトルの水はOKなど運用ルールがありましたらご教授ください	ホール内へのドリンク持ち込みは、フタ付のペットボトルや水筒は可能としております。飲物については、水やお茶等のこぼしてもべたつかないようなものになります。客席内で飲む場合は、水分補給が必要な方のみ許可しています。
8	添付資料1 要求水準書	全般				要求水準を満たしていれば、県との事前協議を前提として、すべての業務仕様は事業者側で都度柔軟に変更していけるという認識でおり、要求水準を満たしていれば、事業者側が自由に創意工夫しながら取り組めると認識しています。もし「自由度高く取り組める」という我々の認識に制限があるとすれば、事前にお示しいただきたいと考えていますが、いかがでしょうか？	要求水準書等の内容を充足する限り、ご理解のとおりです。但し、実施契約書 第3条に基づき、事業提案書も契約内容の一部となりますのでご留意ください。
9	添付資料1 要求水準書	10	26	第2節 第24. (1)	公演等に必要物品・道具類及び保管場所	事業団が所有する備品に関して、事業者が利用する想定はあるのでしょうか。	文化振興事業団が所有する備品に関して、事業者が利用する想定はありません。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
10	添付資料1 要求水準書	10	26	第2節 第2 4. (1)	公演等に必要 な物品・道具 類及び保管場 所	事業団が所有する備品で更新する物が出てきた場合、事業団で更新する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	添付資料1 要求水準書	10	26	第2節 第2 4. (1)	公演等に必要 な物品・道具 類及び保管場 所	事業団が備品をSPCに貸付けて、所有する備品をSPCが更新することになった場合、「県が貸与した備品に関する更新は100万円未満は事業者負担」という条件が適用されるのでしょうか。	文化振興事業団から備品を貸付することは、想定していません。
12	添付資料1 要求水準書	14	25	第5節 第 1	本要求水準書 の変更の手续 き	「1 法令変更」「2 災害や事故で特別な業務が必要、もしくは変更を余儀なくされる」「3 その他変更が特に必要なとき」に、要求水準の変更が可能であると記載がありますが、たとえば15年の時流を考えて事業者側から要求水準のレベル自体をアップデートさせたい(例:ロボットやAI活用が運営・維持管理面で当たり前の社会となればそれを要求水準とする、等)と考えたときは、「3」に該当させて提案・協議し、要求水準を変更できる、という認識でよろしいでしょうか？	「運営・維持管理業務」において、ロボットやAIの活用については、要求水準書を充足する限りにおいて、妨げるものではございません。そのため、これらの事項を基に、要求水準書の変更協議は不要と考えております。但し、技術の進歩等により、より良い運営・維持管理の提案が可能な場合に、事業者と県で協議することを妨げるものではございません。
13	添付資料1 要求水準書	14	25	第5節 第 1	本要求水準書 の変更の手续 き	No.12と関連し、年1回ではなく、都度協議の場は設けていただけますでしょうか。	資料内で「年1回」に限るとは記載していません。県独自のガバナンスの定めがあり、県と事業者がパートナーとしてやっていこうという仕組みはあるので、公的施設等運営権実施契約書(案)の第17条に定められたガバナンス体制を活用ください。
14	添付資料1 要求水準書	15	3	第6節 第 1 1. (1) 総則	費用負担	建物全体の活性化事業のために、アートプラザ、アートライブラリーなどを転用する場合、収益の上がらない事業コンテンツとなることも可能性大ですが、その場合でも多額の投資が必要となります。この場合、造作物(什器・内壁等)の撤去費用や更新費は県負担とする協議余地は全くないのか？なければ再考を願いたい。	転用後に収益の見込める事業コンテンツか否かを問わず、造作物の撤去費用や更新費が想定される場合は、既に示している県負担上限額の中で収支計画及び提案価格をご検討ください。
15	添付資料1 要求水準書	17	30	第12節 第 2	施設利用料金	2027年4月1日から適用される新料金について、利用者への周知期間を考慮したうえで、最短でいつから新料金での予約受付を開始できるのか、ご教示いただけますでしょうか。	運営事業開始準備業務の開始日から運営開始日以降の利用申込み、予約の内定等に関する手続きが可能です。
16	添付資料1 要求水準書	23	1	第3章	愛知芸術文化 センター全体の 維持管理業務	5月14日公表の質問回答No.58、59に広報番組の作成、ウェブサイトの運営は維持管理業務の範囲に含まれるという回答がございましたが、これらに関しては運営業務に大きく関係してくる業務であると考えております。広報番組の作成、ウェブサイトの運営については維持管理業務の範囲から除外したい旨を協議したいです。	ご指摘の業務範囲も維持管理業務の範囲に含まれますが、上記回答のとおり、合理的な理由がある場合、運営業務を担う企業などの複数社が施設維持管理統括企業として、維持管理業務を元受けすることが可能です。
17	添付資料1 要求水準書	29	13	第2節 第 10.芸術文 化情報シ ステムの 維持管理 業務	1.基本的な考 え方	愛知芸術文化センター芸術文化情報システムに関して、5月14日公表の質問 ①No.56「劇場等の利用料金の変更等に伴い、芸術文化情報システムの改修が必要となる場合には、事業者の責任及び負担において行うこと。」とありますが、変更操作は、専門性のない人が対応できるレベルのものでしょうか。	単純な料金改定など、料金体系に大幅な変更がなければ、専門性のない方でも対応可能ですが、既存の時間テーブルの修正等、料金体系の枠組みの変更を行うなどの場合は、ベンダーによる対応が必要となります。
18	添付資料1 要求水準書	29	13	第2節 第 10.芸術文 化情報シ ステムの 維持管理 業務	1.基本的な考 え方	愛知芸術文化センター芸術文化情報システムに関して、5月14日公表の質問 ①No.56「劇場等の利用料金の変更等に伴い、芸術文化情報システムの改修が必要となる場合には、事業者の責任及び負担において行うこと。」とありますが、専門性が必要な場合、利用料金の変更は現状の委託費用に含まれて いますでしょうか。 含まれていない場合、費用の取り扱いについて、県の負担とできないでしょうか。	利用料金の変更に伴う改修費用は、現状の委託費用に含まれておりません。事業者で負担いただくこととなります。
19	添付資料1 要求水準書	29	13	第2節 第 10.芸術文 化情報シ ステムの 維持管理 業務	1.基本的な考 え方	愛知芸術文化センター芸術文化情報システムに関して、5月14日公表の質問 ①No.56「劇場等の利用料金の変更等に伴い、芸術文化情報システムの改修が必要となる場合には、事業者の責任及び負担において行うこと。」とありますが、変更費用について、一回あたりの金額と県が想定する事業期間における変更回数(今までの変更回数実績を含む)について、意見交換をお願いします。	県において具体的な想定はなく、またシステム稼働以降、料金体系の変更を行っていないため、有償でのカスタマイズ費用は不明です。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
20	添付資料1 要求水準書	32	25	第2節 第11.備品保守管理業務	3.業務の詳細(4)	5月14日公表の質問回答No.69にて、「修理でなく更新が必要と事業者が判断する場合には、県へ協議していただき、県が必要と認めた場合には更新することとなり…」という記載がございますが、以下のケースについて県としては更新扱いにされるのでしょうか。 ・備品が修繕対応するより更新したほうが、納期が短いケース ・備品が修繕対応するより更新したほうが、金額が抑えられるケース	個別の事象により、判断することとなりますが、ご提示のケースは、協議の対象となり得ます。
21	添付資料1 要求水準書	32	25	第2節 第11.備品保守管理業務	3.業務の詳細(4)	現状県が貸与した備品に関する更新は100万円未満は事業者負担としております。備品によっては、備品を取り付けるための端末結線等の作業費、システム調整費などが発生します。これらの費用は備品の更新費用に含んでいただきたいと思います。	個別の事象により、判断することとなりますが、ご提示のケースは、協議の対象となり得ます。備品更新の際に具体的内容を協議ください。
22	添付資料1 要求水準書	32	25	第2節 第11.備品保守管理業務	3.業務の詳細(4)	5月14日公表の質問回答No.69で「ご質問の「急遽発生した際の」対応については、運営への影響などを考慮した判断が必要があるため、県と事業者で協議の上、個別に判断します」という回答がございましたが、予算措置をとっていないことを理由に対応しないという事態にならないようにしていただきたいです。	改修や補修が急遽発生した場合、県の予算措置に時間を要することによる運営への影響を考慮し、事業者による費用の立て替え等の対応が必要かを協議の上、判断する予定です。備品の修理は事業者、100万円以上の更新は県という考え方に沿った対応となるため、予算措置の有無は影響しません。
23	添付資料1 要求水準書	32	28	第2節 第11.備品保守管理業務	3.業務の詳細(5)	備品の修理についてはSPC、購入については100万円以上は県費とあるが、劇場機構や専門性の高い備品など修理でしか対応できない場合は、巨額になる可能性がある。100万円以上なら上限がないのかそもそも劇場の備品は県が言う「備品」に該当するのか、など確認したい。	愛知県財務規則により、備品は「性質形状を変えることなくおおむね1年以上にわたって反覆利用に耐える物品又は長期にわたって保存しようとするもの」が該当します。具体的な備品は、要求水準書別紙12（守秘義務資料）備品一覧（想定）に記載のとおりです。
24	添付資料1 要求水準書	37	1	第2節 第1.1.(1) 図表2	愛知県芸術劇場の自主事業の分類	文化振興事業団が主体となる事業（ウ、普及啓発、人材養成）で事業者が会場提供する場合、機会損失（他の収益性の高い貸館を断るリスク）に対する考え方はどうでしょうか。	文化振興事業団が主体となる事業が貸館等に与える影響を考慮し、要求水準書別紙15のとおり、文化振興事業団による利用日数の上限を設定しています。この上限は、愛知県文化芸術振興条例の規定に基づき策定された基本計画に掲げる施策等を推進するために必要な日数となっています。
25	添付資料1 要求水準書	37	1	第2節 第1.1.(1) 図表2	愛知県芸術劇場の自主事業の分類	15年間の事業期間中に、この事業分類の比率や枠組み自体を見直す仕組みはあるのでしょうか。社会情勢や観客ニーズの変化への対応はどのように考えますか。	要求水準書等においては、自主事業の分類について、比率は設定しておりません。また、表下方に「この表に記載のない事業分類についても、事業者が実施することは妨げない。」と記載しているのとおり、当該図表の事業分類を15年間維持することを求めるものではありません。
26	添付資料1 要求水準書	37	34	第2節 第1.1.(3)	愛知県芸術劇場の自主事業の分類	「文化振興事業団が従来より実施している自主事業は、原則引き続き実施する」とあるが、15年間の事業期間中に新規事業が発生した場合の考え方はどうでしょうか。	文化振興事業団が新規事業を行う可能性はありますが、要求水準書別紙15に記載の利用枠の配分の中で、県から交付される補助金、委託金等を主な財源として実施することになります。
27	添付資料1 要求水準書	39	29	第2節 第1.2.(4) 文化振興事業団との連携	事業団主催事業の赤字事業に関して	文化振興事業団の自主事業において2022年度は8000万円程度の赤字だが、赤字になった場合SPCが負担することはないか。	募集要項3-(4)「文化振興事業団の役割」に記載の通り、文化振興事業団は、県から交付される補助金、委託金等を主な財源として自主事業、普及啓発事業及び人材養成事業を実施することになります。赤字となった場合にSPCの予算から補填することを県から求めることはありません。No.28の回答もご参照ください。
28	添付資料1 要求水準書	39	29	第2節 第1.2.(4) 文化振興事業団との連携	事業団主催事業の赤字事業に関して	文化振興事業団の主催事業をSPCとの共催事業とすることを検討する際、結果赤字となった場合にすべてSPCの負担となるのか？従来の公費による文化振興事業団への補助はないのか？	要求水準書の第4章-第2節-第1.-1-(1)に示す自主事業の分類のとおり、文化振興事業団とSPCの共催事業となるのは、「ウ）文化振興事業団が主体となり実施」と「エ）事業者・文化振興事業団が共同で実施するもの」になります。ウ)については、No.27の通り、SPCに赤字の補填が求められることはありません。エ)については、実施する場合はSPCと文化振興事業団との協議により費用負担を決めることとなりますが、実施は任意となります。
29	添付資料1 要求水準書	44	1	第5章	愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務	自販機の設置について、設置可能エリア（不可能エリア）がありましたら、お示しください。	通行の妨げにならない場所等、運営上支障にならない場所であれば設置可能です。なお、実際に設置する場合はテナント事業者との調整が必要です。なお、現在レストラン事業者が自販機の設置をしていることから協議の必要はあるかもしれませんが、レストラン事業者、自販機運営者の選定は事業者の裁量によるものとなります。
30	添付資料1 要求水準書	46	5	第2節 第1.2.(3) ホール以外の利用率の向上に関する業務	オンラインチケットの構築について	オンラインチケットサービスは、ローソンチケット、イープラスなど汎用性の高いチケットサービスが多く利用されており、当施設の公演でも利用されています。利用者視点では、会場主体ではアーティスト、公演主体でオンラインチケットサービスを利用されることが大半と考えられます。愛知芸術文化センター独自のオンラインチケットシステム等の構築が要求されていますが、なぜ構築が求められているのか、現状の課題となっている事項等を教えてください。	チケット販売プラットフォームでは、購入者に関する詳細データ（属性情報や行動履歴）がプラットフォーム側に依存しており、ユーザー側で自由に収集・分析できず、現状でも適切なプロモーション戦略につなげられていないという課題があります。また、顧客接点や本センターのブランドイメージを向上させていく必要があると考えており、県としては、これら課題を解決するシステムの構築を期待しています。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
31	添付資料1 要求水準書	48	7	第2節 第3. 2. (1)エ (エ)	駐車場のスキーム	B5階の駐車場は、行政財産使用料での収益であったものが、民営化された後のスキームはどのパターンで考えればよいか？	事業者から第三者(駐車場運営事業者)へ転貸するスキームが想定されます。
32	添付資料1 要求水準書	52	9	第2節	ネーミングライツ	ネーミングライツの対象について、施設全体または個別の劇場施設の他、機能転換を行い新たに整備したスペース等についてネーミングライツを導入する事は可能でしょうか。	ネーミングライツを個別のスペースに導入することは可能です。
33	添付資料1 要求水準書	53	23	第3節		5月14日公表の質問回答No.100で、国際芸術推進室及び文化振興事業団の事務室が、維持管理業務範囲内という回答がございましたが、今2団体が所有している備品を、備品保守管理業務範囲に含めているのであれば、それは除外していただきたいです。理由としては、事業者が事務室の備品を利用する機会はないからです。	国際芸術推進室及び文化振興事業団が所有している備品は、事業者による備品保守管理業務範囲に含まれません。
34	添付資料1 要求水準書別紙4			3・4	利用料金の上限・利用料金の設定	条例で70%～130%と言いながら、一方で一般申込Aにおける料金の上限が具体的な数字で示されており、また一般申込Bと優先申込には事業者の自由な提案も可能とする、とあるが、基準がよくわかりません。	愛知芸術文化センター条例は、事業者選定後、必要に応じて改正予定です。本公募においては、要求水準書別紙4「施設利用料金の考え方について」を基に、運営体制移行後の料金体系をご提案ください。
35	添付資料1 要求水準書別紙5				オープンブック方式、コスト+マネジメント方式	コスト&マネジメントフィーを対象とする業務に全体の維持管理業務・劇場の運営業務・活性化に関する業務との記載があるが、統括管理業務・開業準備業務は該当しないのか？またはコスト&マネジメントフィーではないがフィーのない県負担金という考え方となるのか？	「統括管理業務」「運営事業開始準備業務」は対象外です。また、オープンブック方式、コスト+マネジメントフィー方式の対象は、「愛知芸術文化センター全体の維持管理業務」のみを対象としています。2025年5月14日に要求水準書別紙5の修正版を公表しておりますのでご確認ください。
36	添付資料1 要求水準書別紙5				オープンブック方式、コスト+マネジメント方式	全体のHP製作費も活性化事業の一部ととらえれば、上記のC&MFの対象と考えてよいか？またWifiも同様か？	No.35の回答をご参照ください。
37	添付資料1 要求水準書別紙7				修繕業務の区分	5月14日公表の質問回答①No.111について、「冷却塔は熱源設備(県による修繕)」に関連し、冷温水配管・ヘッダー・冷却塔の補給水ポンプも、熱源設備として県の修繕範囲と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	添付資料1 要求水準書別紙7				修繕業務の区分	5月14日公表の質問回答①No.112について、「舞台機構、音響設備、放送設備、舞台照明は特殊かつオーダーメイドの設備であり、一部修繕費用が高額」のため、修繕業務範囲から除外いただけませんか？	5月14日公表の質問回答にて「具体的な例等をお示しの上、ご質問ください。」としております。劇場運営に係る設備であり、修繕は必須と考えることから修繕業務範囲に含めており、要求水準書別紙7「修繕業務の区分」とおり、県と事業者で分担することとします。
39	添付資料1 要求水準書別紙7				表 修繕業務の区分一覧表	この表に愛知県負担と事業者負担との区別が明文化されていますが、①実際修繕が発生した際、愛知県負担の工種が事業者負担に、事業者負担の工種が愛知県負担になることも、協議などの上あると考えられますか？ ②事業者負担の工種は、要求水準書第52条(不可抗力)にも該当するという認識でよろしいでしょうか？	①守秘義務資料等で別段の定めがある内容を除き、要求水準書別紙7の区分に従い修繕は実施する想定です。 ②「要求水準書」は「実施契約書」と読み替えてご回答します。実施契約書第52条4項に該当する場合は、事業者負担の修繕業務費用に対して、追加費用を負担する場合があります。
40	添付資料1 要求水準書別紙7			2	修繕業務の区分	5月14日公表の質問回答No.113で、「事務室についても運営権設定対象施設に含まれますので、修繕業務の範囲に含まれます」という記載がございますが、事業者が事務室を利用することは機会はないと考えられるので、事務室の修繕は事業者の修繕範囲から除外していただきたいです。	建物として一体となっているため、事務室についても運営権設定対象施設に含まれており、修繕業務の範囲に含まれます。
41	添付資料1 要求水準書別紙7			2	修繕業務の区分	修繕にするにあたり、舞台照明、舞台機構などは高所にあることから、足場が必要になりますので、大規模修繕の範囲に含めていただけますでしょうか。	休館を伴うような足場の設置が必要な作業については、県による大規模改修工事で行うことも想定されますが、高所作業台(高所作業車)等を利用して実施可能な修繕につきましては、要求水準書別紙7の分担のとおり事業者の負担で実施していただく想定です。
42	添付資料1 要求水準書別紙7			2	修繕業務の区分	負担方針が愛知県が建物の基幹部分とありますが、配管やダクト設備は事業者となっています。主にA工事部分は愛知県の負担という理解でよろしいでしょうか。区分に関しては協議できますでしょうか。	愛知県が建物基幹部分の機能の維持に必要な経費を負担するとしておりますが、具体的な修繕業務の区分は要求水準書別紙7の表のとおりであり、A工事部分という考え方に沿ったものではありません。また、区分に関しては原案のとおりとします。
43	添付資料1 要求水準書別紙15				ホール等の利用調整	劇場運営部分においてSPCが新たな施設使用料を設定した場合、既に予約されている案件については従来の料金が適用されるとあるが、差額分の補填を検討できないか。	差額分の補填はいたしませんので、差額が生じることを前提に、収支計画及び提案価格をご検討ください。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
44	添付資料1 要求水準書別紙15	3	10	6	6 その他留意点	大ホールの連続利用日数を31日間まで延長できるとのことで、4～6月の期間に限定されるため、大型公演や国際的なイベントの誘致に支障が生じる可能性があります。現状、具体的な公演が想定されているわけではありませんが、より魅力的なコンテンツを誘致するためにも、この利用制限の緩和や撤廃についてご検討いただくことは可能でしょうか	本県においては芸術劇場大ホールと同等の施設が少なく、貸館の需要が高くなっています。多くの利用者に利用してもらうため、連続利用日数の上限を規定しております。他方、現状、大ホールの連続利用日数は14日以内であるところ、コンセッション導入を機に、20日までは制約なく延長としておりますので、その範囲内での魅力的なコンテンツの誘致をご検討いただければと思います。
45	添付資料2 優先交渉権者選定基準					愛知県として修繕・更新はどのように考えていて、どういったポイントを評価の基準としようとしているのか。平準化された修繕計画、更新年度がまとまった修繕計画、修繕費を抑えること、正確な修繕計画を作成することなど。	本施設の機能及び性能を適切に維持するとともに、ライフサイクルコストの低減する具体的かつ優れた提案を求めています。評価の基準については、事業者が提案する修繕費と、提案書の内容が整合性がとれているかについて、有識者が判断することになります。
46	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)					5月14日公表の質問回答No.169、171、174の回答では、政策変更、法令改正、不可抗力が発生することにより、事業者が生じた損失は県が負担しないとされているが、事業者が全て負担するのは不公平ですので、県側で負担していただきたいです。	本案件における公募条件としてご理解ください。
47	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)	13	11	第29条3	運営権設定対象施設の引渡し	「第1項に基づき引き渡された運営権設定対象施設につき、引渡前に既に存在していた契約不適合があるときは、当該引渡日から1年以内に事業者が県に通知した場合については…」という記載がございますが、SPCが事業開始後に即座に空間転用の工事を行えるかは現時点では不透明です。「当該引渡日から1年以内に事業者が県に通知した場合」から「契約不適合が見つかった1年以内に事業者が県に通知した場合」へ変更していただけませんか。変更が難しい場合、当該引渡日から1年経過後に契約不適合が見つかった際には、事業者と県による協議を行い、双方負担による解決を望みます。	ご質問前段に関しては原案の通りとします。ご質問後段に関しては、愛知県芸術劇場等運営等事業に係る協議会等設置要綱第2条第1項各号に該当する場合には、協議可能です。
48	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)	15	23	第35条	中長期修繕計画書に基づく修繕業務	事業者決定後に県と協議して、修繕費に折り合いがつかなくて撤退する場合についての見解をご教示ください。	県としては、修繕費について、事業者が提案時に算出した金額から協議で折り合いがつかなくなるほどの乖離が生まれる想定はしていません。実施契約書第35条第3項では、「…県と事業者は、協議の上、合意により追加費用の負担を決定する。」としています。また、事業者が修繕について、ご懸念があると思われるもので「さらに、募集要項等及び要求水準書により事業者が予見できず、かつ、その増加費用の発生防止手段を講ずることが合理的に期待できなかったと県が認める場合には、当該追加費用は、県の負担とする。」と規定しています。ご懸念があれば、提案の際に「〇〇の修繕について以上のおり想定したが、それ以外は予見できないため、例えば以下は含まれない…」などと、修繕に含まれない範囲を提示することも可能です。
49	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)	17	33	第42条	事業者による表明及び保証	5月14日公表の質問回答No.164より、「事業者の資本金について、会社法の許容する範囲内の金額にて提案する想定です。」とありますが、資本金等の出資金の規模は提案上の評価項目とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)	18	1	第43条(7)	事業者による誓約事業	監査役会について、常勤監査役を設置する監査役会が必要なのか。常勤を必要としない監査等委員会の設置では公募条件を満たさないのか。	監査役会の設置に代えて、会社法等を遵守する限りにおいて監査等委員会を設置することを認めます。実施契約書(案)を修正します。
51	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)	19	2	第43条(7)	事業者による誓約事業	当グループは公認会計士又は監査法人と会計監査契約を締結する予定です。要件を満たしていれば、大会社ではないこともあり、会社法における会計監査人設置会社となくともよろしいでしょうか。	会計監査人の設置が必要です。
52	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)	19	2	第43条(7)	事業者による誓約事業	当グループは公認会計士又は監査法人と会計監査契約を締結する予定です。要件を満たしていれば、会計監査人の独立性を確保できているので、監査役設置は要件となくともよろしいでしょうか。	監査役会の設置に代えて、会社法等を遵守する限りにおいて監査等委員会を設置することを認めます。実施契約書(案)を修正します。
53	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)	24	24	第52条4	不可抗力	「不可抗力により事業の遂行が長期間困難となり、かつ予見や防止が合理的に困難だったと県が認めた場合、県は追加費用を負担します。」と記載がある中で確認となりますが、この「県は追加費用を負担する」というのは「原価＋マネジメントフィー」に加え、本施設の運営維持管理に伴う全支出項目が対象、という認識でよろしいでしょうか？	不可抗力により生じた追加費用の全てが対象となる可能性があります。具体的な範囲については個別具体的な状況に応じて判断します。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
54	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)	31	19	第68条1	違約金等	第60条第1項(8)に相当するSPCの事業収支悪化(売上減少・費用増加)に伴い事業終了させる場合の違約金の考え方についてご教授ください。 「別紙3 要求水準等未充足時の措置」「別紙4 ガバナンス基本計画」のレベル1/2/3のいずれかに該当することになり、どのような算出方法となりますでしょうか。	第60条第1項(8)は、実施契約の解除に至る重大な事由ですので、別紙3第2項(3)(レベル3)に該当し、当該事業年度の県費用負担額(運営・維持管理業務)に2%を乗じて算出される金額が違約金となります。なお、第68条第2項及び第3項の適用があり得ることにご留意ください。 具体的には、「当該事業年度の県費用負担額(運営・維持管理業務)に2%を乗じて算出される」とは、例えば2030年度内に実施契約の解除になった場合において、2030年度の県費用負担額が10億円と仮定したとすると、2000万円が違約金となります。
55	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)	31	25	第68条3	違約金等	「県が被る相当因果関係の範囲内の損害には、次に定めるものを含むが、これらに限られない。 (1)第64条(事業終了時の引継ぎ等)に基づく引継ぎを行う先の選定及び当該引継ぎ先への引継ぎに関して県が負担する一切の費用」とあるが、その上限額や想定額についてご教授ください。または今回の公募に掛かった費用等想定額をご教示ください。 違約金の上限額が不明な場合は、事業リスクが見通せません。	現時点で想定する金額はなく、上限額を設定することはできません。前提として第68条により違約金等が発生する場合は、事業者事由による解除が行われた場合ですので、事業リスクではないと認識しております。 なお、損害として想定されるものとして、通常発生し得る損害が挙げられます。例えば新たな事業者の選定に伴うアドバイザー費用などが想定されます。
56	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙3				要求水準未充足時の措置	ペナルティポイントの記載がございますが、運営事業開始準備業務時期にも適用されております。準備期間におけるペナルティポイントについて内容をご教授ください。	運営事業開始準備業務時期においても、実施契約書(案)別紙4 ガバナンス基本計画に示す是正レベルの事象例が発生する可能性があることから、ペナルティポイントを適用することとしております。
57	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙4				ガバナンス基本計画	ガバナンスについて、事業者側の理解が合っているか確認したいので、当日資料をもとにお話しさせていただければと思います。会議体の数が多いが、必ずすべて実施する必要がありますか。	ガバナンス基本計画に記載している会議体については、必ずすべて実施する必要があります。
58	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙7	6	6	1	1 運営費用県負担額(運営事業開始準備業務)の支払時期	5月14日公表の質問回答No.226より、「収支計画により複数回の支払いを希望する場合は、事業者と県で協議するものとします。」とありますが、協議は基本協定締結の前でしょうか、後でしょうか。	基本協定締結前の早いタイミングでの協議の実施を想定していますが、基本協定締結後の協議としたい意向があれば調整は可能です。 運営事業開始準備業務期間中の複数回の支払いは、協議により対応可能ですが、運営事業開始準備業務期間前に前払いで支払うことはできません。
59	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙8	全体			物価変動に基づく運営費用県負担額の改定	5月14日公表の質問回答No.228の内容では、物価変動に関する改定については、1年に1回だけ協議ができ、改定は1年1回だけ行うという原案は変えなれどなっております。協議の回数、改定の回数をそれぞれ2回にさせていただきたいです。 協議の回数、改定の回数の変更ができないのであれば、改定が決まってから翌年度に改定実行までの期間にわたる費用アップ分の負担について、補填していただくような施策を実行していただきたいです。	原案のとおりとします。
60	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙8	1~全体			物価変動に基づく運営費用県負担額の改定	現在県が発注している類似案件において、県との協議の場合、急激な物価高騰が発生した事案(例:コロナ禍やウクライナ戦争に伴うエネルギー高騰など)に対し、県として事業者とどのように協議し、結果どのような対処がなされたのか、参考事例として知りたいです。事案ごとに詳細なフロー(協議開始~協議完了まで)を、開示可能な範囲でご教示いただけますと、我々も現実的なイメージがしやすく、大変助かりますのでよろしくお願いたします。	指定管理による事例となりますが、光熱水費等の上昇への対応について、指定管理者から書面により協議事項を県に提出いただき、県にて予算措置が可能か等の調整の上、補正予算にて増額対応を行い、指定管理者へ金額変更を通知しています。 定型の詳細なフローがあるものではありませんが、上記の対応を参考としてください。
61	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙8	1~全体			物価変動に基づく運営費用県負担額の改定	No.60と関連し、年1回ではなく、都度協議の場は設けていただけますでしょうか。	県として、ご相談を受けることは可能ですが、光熱水費を含む物価高騰への対応については、県全体での政策的な検討を行う必要があるため、その都度、施設ごとに柔軟に対応を検討するものではない点をご理解ください。 なお、協議の場については、No.2への回答もご参照ください。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
62	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙8	1~全体			物価変動に基づく運営費用県負担額の改定	本資料内容について、県の意向を改めてお聞きしたいです。 ①1000分の15までの変動は事業者負担と認識しているもので、1000分の15の高騰分は本件で提出する見積りに加算することは合理的であり、可能という認識でよろしいでしょうか？ ②各算出式が、現実の経済状況と乖離する可能性があると考えております(例:賃金指数のみでは、最低賃金上昇分の高騰は完全にカバーされない懸念があります)。年1回の改定協議は行いつつ、現実との著しい乖離が発生した場合は事業者側から要望を都度出ささせていただき、負担額の変更をその都度柔軟にご対応いただきたいと思いますと考えておりますが可能でしょうか？ ③年に1回の改定では、都度発生する物価高騰に対応しきれない可能性(タイムラグ)があると考えています。そのためのキャッシュバッファ(物価高騰対応のための予備費)を、本見積りの各項目に含むことは認められますか？	①本公募における物価変動等の条件を考慮して、提案価格に加算することは、民間提案に委ねます。 ②当該指標が実態と乖離する場合においては「他に用いることが適切な指標がある場合等については、双方合意の上、指標を改定することができるものとする。」としておりますので、他の指標へ改定することも含めて協議することは可能です。 ③「キャッシュバッファ(物価高騰対応のための予備費)」を提案価格に含めるかは、民間提案に委ねます。
63	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙10オープンブック及びコスト+フィー方式実施細則	6	8	1	1基本的事項	5月14日公表の質問回答No.234より、「事業者のセルフモニタリングとして、第三者の監査を受けてください。」とありますが、第三者監査の委託先は条件無くSPCの任意という理解でよろしいでしょうか。	第三者監査の委託先に関する条件は、ございませんが、各種監査を適正に履行できる業者をご選定ください。
64	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙10オープンブック及びコスト+フィー方式実施細則	7			2 業務費用の情報開示(表)	5月14日公表の質問回答No.236に、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務については、合理的な理由がある場合、県と協議の上複数社とすることも可能であるという記載がありますが、舞台設備保守維持管理業務や、芸術文化情報システムの維持管理業務は、施設維持管理統括企業ではなく、運営企業が元請けしてもよろしいでしょうか。	原則、施設維持管理統括企業を元請けとしますが、運営に密接に関連して合理的な理由があれば、事業者の提案により、SPC、運営企業から直接委託することを可能とします。なお、運営に密接に絡む事業として、合理的な理由があると考えられるため、少なくとも「舞台設備保守維持管理業務」及び「芸術文化情報システムの維持管理業務」については、SPC、運営企業から直接委託することを可能とします。また、SPCからの直発注もオープンブックコストプラスフィーの対象とします。但し、プロフィットシェア及びロスシェアの「収入」の対象からSPCのマネジメントフィーは、除いて下さい。
65	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙10オープンブック及びコスト+フィー方式実施細則	7			2 業務費用の情報開示(表)	No.64に関連し、フィーの設定は項目ごとに自由に設定できるのでしょうか。	フィーの率は項目によって事業者が自由に設定して構いません。SPCから直接発注する場合は、SPCマネジメントフィーを0%とすることも可能です。
66	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙10オープンブック及びコスト+フィー方式実施細則	7			2 業務費用の情報開示(表)	5月14日公表の質問回答No.236に、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務については、合理的な理由がある場合、県と協議の上複数社とすることも可能であるという記載があります。県との協議は、運営事業開始前に行い、決定するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙10オープンブック及びコスト+フィー方式実施細則	11	1	6	6 コストプラスフィー方式について	コストマネジメント業務は委託することは可能か。施設維持管理業務に係るオープンブック方式のため、維持管理業務責任者については出向または直接雇用の必要があるか。	特定事業として要求水準書等に定めるコストマネジメント業務以外の関連する業務の委託については可能です。実務的な作業は維持管理企業が行っても差支えありません。また、愛知芸術文化センター全体の維持管理業務の業務責任者はSPCへの出向の必要はありません。なお、オープンブックの対象は、維持管理企業から各再委託先の企業への発注額を想定しており、再委託先を直接モニタリングする想定ではなく、施設維持管理統括企業がその額を把握してください。
68	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙10オープンブック及びコスト+フィー方式実施細則	11	1	6	6 コストプラスフィー方式について	5月14日公表の質問回答No.240の記載に関してですが、「人件費の高騰について、実施契約書 別紙8に従い、運営費用県負担額の改定を行う場合があります」という記載がございますが、県からのサービス購入料を増減するという認識でよろしいでしょうか。	人件費変動指数が、1,000分の15を超える変動があった場合は、人件費に関する県の運営費負担額を改定する想定です。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
69	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙10オープンブック及びコスト+フィー方式実施細則	11	1	6	6 コストプラスフィー方式について	5月14日公表の質問回答No.240の記載でございます「マネジメントフィー以外の項目からの減額」というのは、どこを指しているのでしょうか。稼働率の増加における業務原価の増加をご負担いただきたいです。	原案のとおりとします。 なお、実施契約書(案)別紙10において「当初の業務原価見込額を超過した場合は、超過相当額分については、原則としてマネジメントフィーから減額する」としているのは、維持管理統括企業に責任をもって施設を管理してもらいたい趣旨であり、必要以上に維持管理統括企業に責任を負わせるものではありません。このため、興行増による原価増加、突発的な修繕、人件費の高騰など、施設維持統括企業に帰すべき責任がない場合は、必ずしもマネジメントフィーからの減額を求めるものではありません。 「マネジメントフィー以外の項目からの減額」とは、SPCの収支全体の中で調整することを想定しています。維持管理費用が増加した際に、維持管理統括企業のマネジメントフィーで調整するか、SPCの収支全体の中で調整するかを決定する際、県への事前の協議は不要ですが、モニタリングで確認する必要が生じた場合は、説明資料の開示をお願いいたします。
70	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙10オープンブック及びコスト+フィー方式実施細則	11	1	6	6 コストプラスフィー方式について	「毎年度収支計画」というのは毎年、SPCが作成する収支計画を作成し、提出するという認識でよろしいでしょうか。	事業者は毎年度、直近の事業実施状況及び収支実績を踏まえ、事業計画を更新するものとしています。 なお、長期収支計画、各中期収支計画及び各単年度計画を、個別に又は総称して、「事業計画」といいます。
71	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙10オープンブック及びコスト+フィー方式実施細則	11	1	6	6 コストプラスフィー方式について	フィーの上限はないという認識でよろしいでしょうか。	具体的な上限は設定しておりませんが、費用の適正性を確認するためにオープンブック方式を導入している趣旨から鑑みて、一般的に受け入れられる範囲でのマネジメントフィーの設定としてください。 また、マネジメントフィーの内訳も情報として県へ開示いただき、確認する予定です。
72	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙10オープンブック及びコスト+フィー方式実施細則	11	1	6	6 コストプラスフィー方式について	オープンブック及びコストプラスフィーを導入して、県が事業者と施設維持管理統括企業との契約に対して意見する理由は何かありますでしょうか。	公的な資金により事業を実施することとなりますので、コストの透明性を確認する趣旨で各種契約等の確認を行うこととしています。
73	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙10オープンブック及びコスト+フィー方式実施細則	11	1	6	6 コストプラスフィー方式について	県が事業者と施設維持管理統括企業との契約に対して、県が意見を出す基準がありましたら、ご教示ください。	No.72の回答を参照してください。
74	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙10オープンブック及びコスト+フィー方式実施細則	11	1	6	6 コストプラスフィー方式について	人件費が高騰した場合、マネジメントフィーの額及び比率を変更しなくてもよろしいのでしょうか。	人件費が高騰した場合に、マネジメントフィーの額及び比率を変更することを条件とすることは想定していません。
75	添付資料5 公共施設等運営権実施契約書(案)別紙10オープンブック及びコスト+フィー方式実施細則	11	9	6	6 コストプラスフィー方式について	売上増加に伴う費用の増加、物価高や人件費高騰に伴う委託費の増加等が生じた場合、マネジメントフィーで調整する想定であれば、その見直しについて、5月14日公表の質問回答No.240より、実施契約書 別紙8に従い、運営費用県負担額の改定を行う場合がありますが、中東紛争など物価変動指数への反映が間に合わない年度内の費用高騰についてコストプラスフィー方式をあてはめるのでしょうか。	「原則としてマネジメントフィーから減額」としておりますが、合理的な理由により超過する場合は、マネジメントフィー以外の項目から減額することを県と事業者の協議により判断します。 なお、原価が上がりフィーが足りない場合は、毎年、事業者内で見直しを行っても問題ありません。見直しの時期については、見直しを行う事由によりますが、事前にコストが上昇するのが見込まれる場合は、コスト上昇の見込みが十分にあることが判明した段階でも可能です。適切な事業者からの申し出があれば、県として拒否するものではなく、協議の必要性を含めて判断します。
76	愛知芸術文化センター条例	2	27	第7条3	利用料金の額	利用料の増減範囲が70%～130%とあるが、アートスペースに限った条件か、各ホールにも適用されるのか？	愛知芸術文化センター条例は、事業者選定後、必要に応じて改正予定です。本公募においては、要求水準書 別紙4「施設利用料金の考え方について」を基に、運営体制移行後の料金体系をご提案ください。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
77	その他				SPCについて	SPCの体制について、事業者側の考えに関する資料を当日お持ちしますので、対話の資料とさせて頂ければと思います。	統括管理業務の内、統括マネジメント業務における統括管理責任者は代表企業より出向または直接雇用の必要があるか、また、経理業務等、それ以外の人員については必要に応じて代表企業へ委託することの可否について、統括業務については出向が必要であり委託は不可とします。経理等はアウトソーシングで問題ありません。予算書、決算書も作成作業自体はアウトソーシングで問題ありません。ただし、最終的な管理や報告はSPCが責任を持つ必要があります。
78	その他					開業準備期間中にSPCによる新規予約ができるようにしていただき、SPCによる興行を1日でも早く実施できるようにしてほしいです。	要求水準書に記載の通り、運営事業開始準備業務には利用予約受付も含まれており、開業準備期間中に、SPCによる予約を行うことは可能です。